



令和8年度指導センター理事会・評議員会を開催

生活衛生食品会館会議室において、令和8年5月14日に第1回理事会を、6月12日に定時評議員会を開催しました。

会議では、令和7年度の事業報告及び収支決算報告について事務局長から説明があり、審議の結果、原案どおり議決・承認されました。

令和7年度の事業報告及び収支決算報告は、センターホームページの情報公開ページに掲載していますのでご覧ください。



※評議員とは

公益法人の活動を監督する機関である評議員会の構成員として、法人の運営における重要な意思決定に対して意見を述べ、理事会の活動をチェックする重要な役割を担うものです。

○ 第1回理事会（5月14日開催）



○ 定時評議員会（6月12日開催）



就任のごあいさつ

福岡県保健医療介護部

部長 牟田口 徹



本年4月1日付けで福岡県保健医療介護部長に就任いたしました牟田口徹でございます。「生衛ふくおか」の発刊にあたり御挨拶申し上げます。

生活衛生関係業界の皆様方におかれましては、日頃から県民の健康や生活環境の向上に御尽力いただきますとともに、県政の推進につきましても温かい御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

また、組合員の皆さまは、それぞれの地域に根ざし、地域の方々から愛され、信頼される店舗づくりに努められておられます。

県といたしましては、組合の活性化を通じて生活衛生の向上に一層の御尽力をいただくとともに、県民の豊かでゆとりある生活の実現のお力添えをいただきたいと考えております。

近年、国際情勢や円安の影響による原材料価格や物価の高騰が続き、生活衛生関係営業を取り巻く環境は依然として厳しいものにあります。また、観光需要が増加する中でのインバウンドやキャッシュレス化への対応に加え、後継者の育成や人材の確保など、様々な課題への対応が求められています。

県では、公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センターと連携しながら、業界の組織力向上や、経営・融資に関する各種相談など、業界の健全な発展を図るための様々な取組を推進しているところです。

引き続き、こうした取組を通じて業界全体の振興と公衆衛生水準の維持向上に努めて参ります。誰もが安心してたくさんの笑顔で暮らせる福岡県のため、変わらぬ御理解とお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター並びに各生活衛生同業組合のますますの御発展と皆様方の御健勝を祈念いたしまして、御挨拶とさせていただきます。

生衛組合活動推進月間事業について

現在、生衛法の制定後65余年が経過する中で、法の趣旨や組合設立の意義等に対する組合員の意識の希薄化や、組織基盤の脆弱化が進んできております。

このような状況を踏まえ、毎年11月を推進月間と定め、「生衛組合の活動意義や地域で果たしている役割の再確認」、「組合への新規加入の促進及び組合活動の基盤強化」等の推進を図っていくことを目的として、全組合が一致協力して、本事業に取り組んでいるところです。

具体的には、各組合において検討の上、様々な事業を実施しておりますが、今回、その中でも特に重要と考えられる2つの事業について、その取組状況を紹介します。

組合員の加入促進対策事業

当センターでは、毎年、行政から入手した新規開業店舗の情報を基に、組合への加入勧奨対象店舗を整理しており、本年度は、約3,300店舗にダイレクトメールを送付することとしています。

この名簿は各組合と共有しており、各組合ではダイレクトメール後に、電話や訪問による直接的な加入勧奨(フォローアップ)を、可能な範囲で行っていただくことにより、加入勧奨の効果を高めているところです。

特に、フォローアップにあたっては、地域で活動する組合員の方々が、近くで新規開業されたお店へ出向かれることの効果は大きいと考えられますので、ぜひお力を貸していただきますよう、よろしくお願い致します。

若手・後継者人材育成事業

組合員の意識の希薄化等が懸念される現状をふまえ、生衛法の趣旨や組合活動の意義等について、改めて、理解を深めていただくため、昨年度から組合員向けの人材育成研修を実施しているところです。

本年度も継続して実施していきますので、各組合から案内があった際は、積極的に御参加いただきますようお願い致します。

対象としては、組合本部の役員だけでなく、地域で活躍されている支部役員の方や若手組合員等幅広い方々に参加していただきたいと考えております。

今後とも、継続的に人材育成研修を実施することにより、本研修を定着させ、地域（支部）活動の活性化を図るとともに、若手人材の育成に寄与していきたいと考えておりますので、御理解・御協力方よろしくお願い致します。

本年度の推進月間に係る行動計画については、各組合の理事長御出席のもと、令和8年10月22日（木）、福岡県中小企業振興センターで開催される推進会議において決定される予定です。

行動計画の策定にあたり、8月下旬頃に事務局会議を開催し、本年度どのように取り組んでいくのか、その方針について協議を行いますので、ひとりでも多くの方々が、本事業に関心を持ち、積極的に参加されますことを心から期待しております。



昨年度の推進会議の様子



クリーニング師研修・業務従事者講習のご案内

クリーニング業法により、クリーニング師は、定期的にクリーニング師研修を受講することが義務付けられています。

また、クリーニング所の営業者は、一定数のクリーニング業務従事者に対し、業務従事者講習を定期的に受講させることが義務付けられています。

受講対象となるクリーニング所には、受講案内を送付しますので、必ず受講してください。

なお、日程の都合等により会場での受講が困難な方向けに、自宅で学習する第2型（通信制）の研修・講習も実施しておりますので、お好みの方を受講してください。

また本年度から、全国営業指導センターにおいて「オンライン型受講」が開始されました。ご希望の方は、全国センターHPの専用サイトから直接お申し込みください。

令和8年度の研修・講習は、次のとおり開催します。



1 クリーニング師研修

(1) 第1型研修(会場での受講)

開催日	会 場	所 在 地
令和8年10月4日(日)	福岡県生活衛生食品会館 大会議室	福岡市博多区千代1-2-4

(2) 第2型研修(通信制)

受付締切	解答用紙提出締切	修了証書等発送
令和8年10月2日(金)	令和8年10月30日(金)	令和8年11月下旬

(3) 受講料 5,000円

(4) 受講対象となるクリーニング師の方には、勤務先のクリーニング店にご案内をお送りします。



クリーニング研修の様子(昨年度)

2 業務従事者講習

(1) 第1型講習(会場での受講)

開催日	会 場	所 在 地
令和8年10月2日(金)	福岡県生活衛生食品会館 大会議室	福岡市博多区千代1-2-4

(2) 第2型講習(通信制)

受付締切	解答用紙提出締切	修了証書等発送
令和8年10月2日(金)	令和8年10月30日(金)	令和8年11月下旬

(3) 受講料 4,500円

◆詳しくは、当センターのホームページをご覧ください。直接お問い合わせください。(電話 092-651-5115 担当:田村)

税務研修会を開催します

税務研修会ってこんな感じです

- ・気になる税制の改正ポイントが分かる
- ・少人数で税理士の話を聞きやすい
- ・県内5ヵ所で開催します。どこでも受講可能です
- ・**今年度は研修会終了後、個別相談会を開催します**



10月6日(火) 13:30~14:30 福岡生活衛生食品会館3階
10月19日(月) 13:30~14:30 南筑後保健所(柳川総合庁舎)2階
10月26日(月) 14:00~15:00 ホテルニュープラザ久留米
11月9日(月) 13:30~14:30 嘉穂・鞍手保健所(飯塚総合庁舎)2階
11月20日(金) 13:30~14:30 日本公庫北九州支店2階

★受講申込は福岡県生活衛生営業指導センター(担当:岡島)まで

☎ 092-651-5115 ✉ fukuoka-center@seiei.or.jp

指導センターからのお知らせ

出前相談」好評受付中

こんな方に最適です

- ・どこに相談してよいか分からない
- ・お金を払ってまでは相談したくない
- ・専門家のところに足を運ぶのは面倒
- ・こんな相談でもいいのかと思っている

これまでの主な相談内容

- ・来店客を増やしたい
- ・もっとスマホやパソコンを有効に使いたい
- ・補助金があると聞いたが、詳しく知りたい
- ・労務管理を適正に行いたい
- ・法人成りすべきか迷っている
- ・事業承継の方法を学びたい
- ・自分に合った融資制度を知りたい

出前相談の概要

- ・相談は無料です
- ・相談内容に応じて専門家を店舗、自宅等に派遣します
- ・相談時間は1回あたり1～2時間。相談は原則3回までです

ご相談・お申込は

福岡県生活衛生営業指導センター（担当：岡島）まで

☎ 092-651-5115 ✉ fukuoka-center@seiei.or.jp

生活衛生営業者の皆様へ 経営・美容・クリーニング・公衆浴場・旅館ホテル・興行
料理・飲食・社交・観光・すし・食肉・食鳥肉・水産

その悩み、専門家が解決します

出前相談のご案内

こんなお困りごとはありませんか

- ・売上を伸ばす方法を知りたい
- ・SNSを使ってお店を宣伝したい
- ・融資の手続きを教えてほしい
- ・補助金、助成金を知りたい
- ・スタッフのやる気を育てたい
- ・労務管理について詳しく知りたい
- ・事業承継を相談したい

などなど

ご商売で困っていること、悩んでいることについて、中小企業診断士、税理士、社会保険労務士などの専門家が、お店や事務所にお伺いして、相談をお受けします。

ご相談は無料です

● 裏面の申込書をご記入のうえ、当センターあてにお送りください。

公益財団法人 福岡県生活衛生営業指導センター

福岡市博多区千代1丁目2番4号 福岡県生活衛生食品会館3階
TEL:092-651-5115 FAX:092-651-5147
メール:fukuoka-center@seiei.or.jp

日本公庫の「衛経（生活衛生改善貸付）」を利用してみませんか

～特に運転資金ご利用の場合のメリットが大きい～

組合員の皆さまがご利用いただける他の融資制度との比較

	衛経	振興事業貸付	普通貸付一般
融資限度額	2,000 万円	【運転資金】5,700 万円 【設備資金】1 億 5,000 万円 ～ (業種によって異なります)	4,800 万円
年利 (令和 8 年 7 月 1 日現在)	【運転資金・設備資金ともに】 5 年 2.6% 10 年 2.6%	【運転資金】 5 年 3.5% 10 年 4.0% 【設備資金】 5 年 2.3% 10 年 2.8%	【運転資金】 5 年 3.5% 7 年 3.7%
返済期間(最長)	運転・設備ともに 10 年	運転 10 年 設備 20 年	7 年
据置期間(最長)	2 年	2 年	1 年
相談・申込先	各組合事務局	各組合事務局	日本公庫

(注) ・衛経は事業規模、要件等によってはご利用いただけない場合があります。

・振興事業貸付及び普通貸付の利率は担保なしの場合の代表的なものです。条件によっては異なる利率の適用となります。